

(案)

区域計画の変更の認定申請書

令和 6 年 10 月 日

内閣総理大臣 殿

仙北市国家戦略特別区域会議

令和 2 年 12 月 21 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「其他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項」に、「外国人材を雇用しようとする事業主を支援するための「仙北市外国人雇用相談センター」の設置」を追加する。
- (2) 「其他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項」に、「外国人を含めた開業を促進するための「仙北市開業ワンストップセンター」の設置」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

仙北市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 10 月 16 日
仙北市国家戦略特別区域会議

1～4 略

5 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

（1）略

（2）事項：外国人材を雇用しようとする事業主を支援するための「仙北市外国人雇用相談センター」の設置

内容：雇用条件等の明確化等を通じ、スタートアップ等の事業推進に必要な外国人材の雇用を推進するため、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「仙北市外国人雇用相談センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

【令和 6 年度中に設置予定】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省）及び仙北市

ii) 設置場所：仙北市役所「仙北市グローバル雇用・創業ワンストップセンター」内

iii) 実施体制：施設長、相談担当、受付スタッフを配置する。

- ・施設長は、仙北市企画政策課長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「仙北市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁と行う。また、施設長は、その運営に関する責任を負う。
- ・相談担当は、仙北市が担い、本事業全体に係る業務の総合窓口として連絡調整を行い、必要に応じて知見等を持つ事業者に委託する。
- ・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。なお、相談担当が兼務する場合もある。

iv) 事業内容：実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・弁護士、行政書士等による各種相談
- ・セミナー等の開催による情報提供
- ・在留許可・不許可に関する事例分析

v) その他：予約優先。相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前 10 時から午後 5 時までとする。英語対応は事前予約制。

（3）事項：外国人を含めた開業を促進するための「仙北市開業ワンストップセンター」

の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「仙北市開業ワンストップセンター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和6年度中に設置予定】

- i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び仙北市
- ii) 設置場所：仙北市役所「仙北市グローバル雇用・創業ワンストップセンター」内
- iii) 実施体制：施設長、相談担当、受付スタッフを配置する。
 - ・施設長は、仙北市企画政策課長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「仙北市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁と行う。また、施設長は、その運営に関する責任を負う。
 - ・相談担当は、仙北市が担い、本事業全体に係る業務の総合窓口として連絡調整を行い、必要に応じて知見等を持つ事業者委託する。
 - ・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。なお、相談担当が兼務する場合もある。
- iv) 事業内容：実施する主な事業は、以下のとおり。なお、要望に応じ英語対応を実施する。
 - ・相談担当による申請書等の作成支援
 - ・受付スタッフから各省庁の管轄する窓口への連絡調整
 - ・セミナー等の開催による情報提供 等
- v) その他：予約優先。相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前10時から午後5時までとする。英語対応は事前予約制。

新旧対照表

仙北市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1～4 略 5 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項 (1) 略 (2) 事項：外国人材を雇用しようとする事業主を支援するための「仙北市外国人雇用相談センター」の設置 内容：雇用条件等の明確化等を通じ、スタートアップ等の事業推進に必要な外国人材の雇用を推進するため、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「仙北市外国人雇用相談センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。 【令和6年度中に設置予定】 i) 設置主体：国（内閣府、法務省）及び仙北市 ii) 設置場所：仙北市役所「仙北市グローバル雇用・創業ワンストップセンター」内 iii) 実施体制：施設長、相談担当、受付スタッフを配置する。 ・施設長は、仙北市企画政策課長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「仙北市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁と行う。また、施設長は、その運営に関する責任を負う。 ・相談担当は、仙北市が担い、本事業全体に係る業務の総合窓口として連絡調整を行い、必要に応じて知見等を持つ事業者に委託する。 ・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。なお、相談担当が兼務する場合もある。 iv) 事業内容：実施する主な事業は、以下のとおり。 ・弁護士、行政書士等による各種相談 ・セミナー等の開催による情報提供	1～4 略 5 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項 (1) 略 [加える。]

・在留許可・不許可に関する事例分析

v) その他：予約優先。相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前10時から午後5時までとする。英語対応は事前予約制。

（3）事項：外国人を含めた開業を促進するための「仙北市開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「仙北市開業ワンストップセンター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和6年度中に設置予定】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び仙北市

ii) 設置場所：仙北市役所「仙北市グローバル雇用・創業ワンストップセンター」内

iii) 実施体制：施設長、相談担当、受付スタッフを配置する。

・施設長は、仙北市企画政策課長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「仙北市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁と行う。また、施設長は、その運営に関する責任を負う。

・相談担当は、仙北市が担い、本事業全体に係る業務の総合窓口として連絡調整を行い、必要に応じて知見等を持つ事業者に委託する。

・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。なお、相談担当が兼務する場合もある。

iv) 事業内容：実施する主な事業は、以下のとおり。なお、要望に応じ英語対応を実施する。

・相談担当による申請書等の作成支援

・受付スタッフから各省庁の管轄する窓口への連絡調整

・セミナー等の開催による情報提供 等

v) その他：予約優先。相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前10時から午後

[加える。]

5時までとする。英語対応は事前予約制。